

ナイスハートふれあいフェスティバル 2017

作品販売実施要領

作品販売（一般の部のみ）

1 販売物の種類等

- (1) 販売物の種類は、会場で加熱調理を要するものを除く食品【野菜類、菓子類（パン、クッキー等）、味噌、漬物等のみ】、陶芸品、織物、縫製品、手芸品、紙製品、手工芸品、木工品、日用品、植物等とし、割り当てられた販売スペースに陳列可能な量・大きさとする。

※ サンドイッチや惣菜パン（菓子パン以外）等は、通常の食品取扱（出店）届以外の許可が必要なため販売できないものとする。

なお、販売する食品については、それぞれの食品についての食品営業許可を受けた施設において製造・加工されたもので、容器包装（パッケージ）された食品のみとする。

- (2) 鶏卵について、表示がJAS法と食品衛生法で規定されており、次の事項を表示すること。①名称（例：「鶏卵」）②消費期限又は賞味期限③保存方法④使用方法（例：「生食の場合は賞味期限内に使用し、賞味期限経過後は充分に加熱調理してください」）⑤採卵又は選別包装を行った施設の所在地⑥採卵又は選別包装を行った者の氏名（法人の場合は法人名）⑦原産地（国産又は都道府県名称等、鶏卵場の名称・住所の表示により原産地表示に代えられる）

※ ②から⑥は食品衛生法 ⑦はJAS法

- (3) 缶や瓶に入れて販売する製品（ジャム等）に関しては、その方法により「缶詰又は瓶詰食品製造業」の取得が必要となる。（※ジャムの製造は「製菓材料等製造業」という届出業種のため、許可申請は不要であるが、専用の作業場を設けてその図面を添付した「届出営業開始届」が必要となる。）

2 販売物取り扱い及び注意・保証等

- (1) 販売しようとする物は、できるだけ障害者が制（製）作したものに限るものとする。
- (2) 販売する食品について、保健所の届出関係により、申込以外の新しい品目を追加することは原則できないものとする。※ 数量変更は可
- (3) 市販のキャラクター製品は販売できない。
- (4) 販売物については販売（生産）者が責任を持って保証（不良品の交換等）することとする。
- (5) 消費者に何らかの問題が生じた場合、販売（生産）者の責任となるため、衛生面には十分注意すること。

3 申込方法

- (1) 販売を希望する者は、様式4「ナイスハートふれあいフェスティバル2017（一般の部）作品販売出店申込書」（以下「出店申込書」という。）により、居住地の市町村障害福祉担当課長、又は利用している障害福祉施設長に申し込むものとする。また、食品を販売する場合は、食品を取り扱う者（調理等を含む）全員について、腸内病原細菌検査の写しを併せて提出するものとする。ただし、販売当日に取り扱う食品類が全て容器包装（パッケージ）されている場合及び野菜類についてはこの限りではない。

※ 腸内病原細菌検査は①赤痢菌②サルモネラ菌（チフス・パラチフス・非チフス性カヘネ）③大腸菌O157の検査要件を満たし、できるだけ直近（販売日の半年以内は可）の物とする。

※ 食品を販売する場合は「食品営業許可書の写し1部」を同時に提出するものとする。

- (2) 市町村障害福祉担当課長，又は利用している障害福祉施設長は，（1）により出店を希望する者があった場合，出品物を取りまとめた「出店申込書」の写し1部を，茨城県障害者スポーツ・文化協会あて平成29年10月5日（木）までに提出するものとする。（FAX不可）

※ 申込書の送付後は，必ず電話連絡のうえ送付の確認を行う。

- (3) ナイスハートふれあいフェスティバル 2017 運営委員会（一般の部）で選出された作品販売部会は，販売希望の内容や出店数等を調整した上で，販売を希望する者に対し，販売場所等を通知するものとする。

4 搬入

販売するものの搬入は，以下のとおりとする。

搬入日時 平成29年12月9日（土）午前9時から

搬入場所 茨城県立県民文化センター 大ホールロビー

ただし，食品（野菜，加工品，パン，クッキー），花等の販売は，中庭を予定する。

5 設営・販売

- (1) 販売会場は，ナイスハートふれあいフェスティバル 2017 運営委員会（一般の部）で選出された作品販売部会が事前に設営する。
- (2) 3により搬入された販売物の陳列については，適宜作品販売部会の指示を受け，搬入者自らの責任のもとで，速やかに陳列するものとする。
- (3) 「出店申込書」の作品販売の種類と当日の販売物が違った場合には，販売の差し止め及び販売物を一時預かる場合があるものとする。（申し込みをしない食品類を販売する等）

6 搬出

販売物の搬出は，販売期間当日の午後3時からとし，作品販売部会の指示により，搬出者自らの責任のもとで，速やかに搬出するものとする。

7 留意事項

- (1) 販売期間中における販売物の損傷について主催者は，損害賠償の責任を負わない。
- (2) 販売を希望する者は，障害のある人も社会参加しやすくするための「合理的配慮の提供」に取り組むこと。

※合理的配慮の提供例

- ・メニューや商品表示を分かりやすく説明したり、写真を活用して説明したりする。
- ・ホワイトボードを活用する、盲ろう者の手のひらに書く（手書き文字）など、コミュニケーションにおいて工夫する。
- ・金額が分かるようにレジスターや電卓の表示板を見やすいように向けたり、紙等に書いたりして示すようにする。